

令和 8 年度奈良地方最低賃金審議会

第 4 回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）

午後 1 時 30 分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163-1 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員	熊谷礼子、下山 朗、坪田園子
労働者代表委員	河本章吾、北尾 亮、本村秀史
使用者代表委員	上村賢司、当麻和重、西田雅彦
事務局	米村労働基準部長、中村賃金室長、生地賃金室長補佐 竿谷賃金調査員

2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について
- (2) その他

3 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、定刻より少し早いですが、ただ今から第4回奈良県最低賃金専門部会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。

それでは、下山部会長、議事の進行をお願いいたします。

【下山部会長】

皆様お暑い中、ありがとうございます。

それでは、第4回奈良県最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私の他に、労働者側は河本委員、使用者側は西田委員、よろしくお願いします。

早速ですが、議題（１）「奈良県最低賃金の審議（金額等審議）について」に入ります。

まず事務局から、他の都道府県の審議状況について、情報があれば説明をお願いします。

【中村室長】

お手元にメモを配布させていただいておりますけども、メモを基にご説明いたします。

前回以降に決定したところで申し上げます。

8月5日答申分としまして、岐阜県（Ｂランク）、引上げ額は目安どおり 56 円、改定後の金額が 1,121 円、発効日は 10 月 1 日、労働者側委員 5 名全員反対で結審。

埼玉県（Ａランク）、引上げ額は目安プラス 1 円の 55 円、改定後の金額が 1,196 円、発効日は 10 月 1 日、使用者側 5 名全員反対で結審。

大阪府（Ａランク）、引上げ額は目安どおり 54 円、改定後の金額が 1,231 円、発効日は 10 月 1 日、全会一致で結審。

三重県（Ｂランク）、引上げ額は目安どおりで 56 円、改定後の金額が 1,143 円、発効日は 10 月 1 日、全会一致で結審。

千葉県（Ａランク）、引上げ額は目安プラス 1 円の 55 円、改定後の金額は 1,195 円、発効日は 10 月 1 日、全会一致で結審。

東京都（Ａランク）、引上げ額は目安どおりで 54 円、改定後の金額は 1,280 円、発効日は 10 月 1 日、使用者側全員 5 名反対で結審

愛知県（Ａランク）、引上げ額は目安プラス 1 円の 55 円、改定後の金額が 1,195 円、発効日は 10 月 1 日、使用者側委員 2 名反対 3 名賛成、その他公労全員賛成で結審。

宮城県（Ｂランク）、引上げ額は目安プラス 4 円の 60 円、改定後の金額が 1,098 円、発効日は 10 月 1 日、労働者側委員 1 名反対、使用者側委員 2 名反対で結審。

香川県（Ｂランク）、引上げ額は目安どおり 56 円、改定後の金額は 1,092 円、発効日は 10 月 1 日、労働者側委員 5 名全員反対で結審。

新潟県（Ｂランク）、引上げ額は目安プラス 2 円の 58 円、改定後の金額は 1,108 円、発効日は 10 月 1 日、使用者側委員 5 名全員反対で結審。

栃木県（Ｂランク）、引上げ額は目安プラス 1 円の 57 円、改定後の金額は 1,125 円、発効日

は10月1日、全会一致で結審。

富山県（Bランク）、引上げ額は目安プラス1円の57円、改定後の金額は1,119円、発効日は10月1日、使用者側委員5名全員反対で結審。

昨日8月6日答申分としまして、長野県（Bランク）、引上げ額は目安どおりの56円、改定後の金額が1,117円、発効日は10月2日、全会一致での結審。

岡山県（Bランク）、引上げ額は目安プラス1円の57円、改定後の金額が1,104円、発効日は10月2日、全会一致で結審。

群馬県（Bランク）、引上げ額は目安プラス1円の57円、改定後の金額が1,120円、発効日は法定発効で10月3日、使用者側委員5名全員反対で結審。

そして、本日はすけれども、8月7日答申分としまして、石川県（Bランク）、引上げ額は目安プラス3円の59円、改定後の金額が1,113円、発効日は10月3日、全会一致での結審。

鳥取県（Cランク）、引上げ額は目安プラス4円の60円、改定後の金額が1,090円、発効日は10月3日、全会一致での結審。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問等がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、個別審議に入りますが、個別審議に入る前に確認事項がありますので、そこだけ共有したいと思います。

まず第1になんですけれども、今日事務局から説明いただいた各地の状況を見ていただいても分かるとおり、基本的に法定発効になっております。これにつきましては、この審議に入る前、あるいは本審でも説明がありましたけれども、今、私の手元にある6月23日に出されました「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」の中にもあるということですね。

その中の対応方針で、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、という条件がついております。この場合の「広く」というのは、現実的にこの機会で周知しようとか、そういう意味ではもちろんないけれども、少なくとも労使で完全に合意しない限りは、そう簡単ではないということだという認識でいただきたいと思います。

それはもう労側であろうが、使側であろうが、もちろん我々公益もですけれども、指定日発効というのはですね、今回はそういう意味合いだということです。一方で、奈良県が非常に補助金申請が増えていたという事実自体はポジティブですので、その是非ではない意味での、全員で一致ということであればというふうになりますので、そこはご認識いただけたらと思います。

あともう1点なんですけど、前回の個別審議中で少し誤った説明をした可能性があります。

付帯事項の話なんですけれども、付帯事項をつける場合は基本的に全会一致となります。全会一致でなければ、これは公益委員見解になります。要するに、奈良県としての付帯事項としてつけるのであれば、基本的に全会一致、もちろん本会の全会一致が理想ですけど、少なくとも、この段階で出すのであれば、この段階で全会一致という状態をお願いしたいと思います。基本的には付帯事項については何も書いてないんですけど、全会一致じゃないとやはり付けるのは望ましくないという認識です。去年もそれはお伝えしたんですけども、今年もそう考えておりますので、その点も含めてですね、ご検討いただいたらというふうに思います。

はい、よろしいでしょうか。また個別の時にご質問いただいても構いませんので、お伝えする内容は以上になります。

それでは個別審議に移りたいと思いますが、前回の個別審議で予告していたとおり、本日の個別審議は使用者側委員から開始します。

【中村室長】

それでは労働者側委員の皆様、3階の別室でお待ちいただくこととなりますので、ご移動をお願いします。

(個別審議)

(全体審議再開)

【生地室長補佐】

午後3時42分現在の定足数を確認したところ、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

現在、定足数は満たされており、奈良県最低賃金専門部会は有効に成立していることを確認しました。

それでは、全体会議を始めます。

労使各委員の皆さんの熱心な審議、ありがとうございました。おかげさまで、労使の合意に至ることができました。

それでは報告書（案）の確認から行いたいと思いますので、報告書（案）の読み上げの準備をしていただいてよろしいですか。

【中村室長】

はい。

【下山部会長】

それをもって確認したいと思います。

1 か所だけ修正があるんですけども、そのことも含めてお願いいたします。

【中村室長】

それでは読み上げさせていただきます。

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）でございます。

報告書（案）で訂正させていただきたい箇所ですが、「また、別紙2の内容について、政府及び中央最低賃金審議会に対し」の「及び中央最低賃金審議会」の部分を消していただくようお願いいたします。

令和8年8月10日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2の内容について、政府に対し意見を具申するよう、奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 熊谷 礼子 下山 朗 坪田 園子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 本村 秀史

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 0 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 1 0 月 4 日

奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 地域の人手不足や雇用の流出を鑑み、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。
- ② 奈良県内の良質な雇用の創出に向けた支援の充実を図っていただきたい。
- ③ 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げに対応するため、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに転嫁できる体制や、利用しやすい補助金・助成金等の環境（十分な申請期間の確保を含む）を整えていただきたい。

以上になります。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今、事務局が読み上げた報告書（案）につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、この改正につきまして、金額 1,107 円ですね。目安どおり、法定発効日 10 月 4 日で報告書を上げるということを、公労使の全会一致で結論に至ったということでしょうか。

申し訳ないですけども、念のため賛成の方の挙手をお願いしたいと思いますので、賛成の方は挙手してください。

（全員が挙手したことを確認）

ありがとうございました。

報告書（案）の（案）を取り除き、これを部会報告といたします。

それでは全会一致により、こちらの報告書を本会の方に報告したいと思います。ありがとうございました。

最後に議題（２）「その他」ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山部会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和８年度の奈良県最低賃金専門部会を閉会いたします。

委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただき、ありがとうございました。